

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額(税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|------|-----------------------------|------------|----------|-------------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 区の広報事業用鶴見区 広報紙「広報つるみ」 (令和5年5月号～令 和6年4月号)企画・ 編集業務委託 | デザイン | 株式会社トライ アウト | 5,435,100 | 令和5年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G5 | - |
| 2 | 令和5年度 鶴見区こ どもの学習支援事業業 務委託 | その他 | 株式会社トライ グループ | 13,562,400 | 令和5年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G5 | - |
| 3 | 令和5年度住民主体の 地域福祉ネットワーク 活動推進事業業務委託 | その他 | 社会福祉法人 大阪市鶴見区社 会福祉協議会 | 29,249,880 | 令和5年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G31 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

区の広報事業用鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和5年5月号～令和6年4月号）企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、芸術性、創造性が求められる業務であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所総務課（政策推進）（電話番号 06-6915-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

この事業の対象となる児童生徒は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童生徒に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つ不登校児童生徒への支援に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとみなし、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所保健福祉課（子育て支援担当）（電話番号 06-6915-9107）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業の目的・業務を遂行するためには、地域住民の身近な相談窓口として機能し、区内各地域とのネットワークや区内の福祉活動に関する情報やノウハウを有する団体であり、さらに、当区と密に連携することができる団体であることが必要不可欠である。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、社会福祉法に基づき、社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成され、「安心して暮らせるまちづくり」をめざして各種事業（高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロン等）を推進し、地域福祉サービスの向上に取り組んでいる非営利の福祉団体である。また、当区と区社協は平成26年4月に鶴見区における地域社会の推進に資することを目的に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結している。

さらに、区内12地域の団体や住民と協働で取り組んでいる「ネットワーク委員会活動」ではその中核を担い、「地域の情勢に明るく地域住民の一人一人の顔が見える活動」を日ごろから展開している。そういった活動を通じて区内各地域の団体や住民とつながりを深め、福祉活動に関する情報やノウハウを有している。

また、区内には要支援者の相談窓口として地域包括支援センターを運営する社会福祉法人が区社協をはじめ複数存在しているが、要支援者に限らず健康づくりや生きがい対策など活動的な区民ともつながるとともに、区内12地域で事業を展開している団体は区社協の1団体のみである。

以上のことから、本事業の目的との親和性が高く、より効果的な事業実施が可能となる団体は区社協が唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所保健福祉課（高齢者支援）（電話番号 06-6915-9859）